

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■在宅療養等支援用具

品目	障がい及び程度	対象年齢 (原則)	性能	基準額	耐用年数
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者等であつて、必要と認められる者	学齢児以上	障がい者等・難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	年齢制限なし			
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者等であつて、必要と認められる者	学齢児以上	障がい者等・難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	年齢制限なし			
自家発電機又は蓄電池(人工呼吸器、ネブライザー及び電気式たん吸引器等)	在宅で人工呼吸器、ネブライザー及び電気式たん吸引器等を使用している者	年齢制限なし	正弦波インバーター発電機又は蓄電池で、障がい者等・難病患者等又は介助者が容易に使用及び運搬し得るもの。ただし、申請1回につき自家発電機又は蓄電池のいずれか1品目とする。	110,000円	自家発電機 10年 蓄電池等 6年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等で人工呼吸器が必要な者	年齢制限なし	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	10年
酸素ポンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	学齢児以上	容易に使用し得るもの	9,000円	5年

盲人用体重計	視覚障害2級以上 (単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
盲人用血圧計 (音声式)	視覚障害2級以上 (単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年